

AuriQ 製品システム運用・監視サービス

利 用 規 約

Antuit 株式会社

(2016 年 7 月 1 日現在)

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

Antuit 株式会社（以下「Antuit」という）は、AuriQ 製品システム運用・監視サービス利用規約（以下「利用規約」という）を定め、この利用規約に基づき、AuriQ 製品システム運用・監視サービス（以下「本サービス」という）を提供します。

第2条（利用規約の変更）

1 Antuitはこの利用規約を変更することがあります。

2 利用規約の変更にあたっては、Antuitは当該変更の対象となる利用者に対しその内容を書面またはAntuitのwebサイト(<http://antuit.co.jp>)を通じて告知あるいは通知するものとします。

第3条（監視対象機器）

本サービスの監視対象機器（以下「監視対象機器」という）は、第7条に定める個別契約に記載のとおりとします。

第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は個別契約記載のとおりとします。

第5条（サービスの終了）

1 Antuitは本サービスまたは本サービスの一部を終了することがあります。

2 本サービスまたは本サービスの一部を終了するときは、Antuitは当該変更の対象となる利用者に対しその内容を書面またはAntuitのwebサイト(<http://antuit.co.jp>)を通じて告知あるいは通知するものとします。

第2章 契約

第6条（契約期間）

1 本サービスの初回契約単位は1年間とします。また、月額による本サービスは当月1日から当月末日までを1ヶ月の単位として計算します。

2 契約期間は、個別契約に定めるものとします。

3 利用者から契約期間満了の3ヶ月前までに解約の旨を書面により通知されない場合には、期間満了後6ヶ月単位で更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。ただし、更新期間中であっても、利用者は3ヶ月前までに予め書面により通知することにより中途解約することができるものとします。

4 月額で料金等が定められている契約が解約になった場合は月額により料金等を算定します。このため、1カ月未満の日数が発生した場合であっても日割による計算は行わず月額が請求されます。

第7条（契約申込）

本サービスの個別の契約はAntuit所定の申込書を利用者がAntuitに提出し、Antuitが利用者に対し申込確認書を発行することによって成立するものとします（以下「個別契約」という）。個別契約において別段の定めがある場合は、個別契約が利用規約に優先して適用されるものとします。

第8条（契約内容の変更）

1 利用者が、以下の各号の変更を行う場合は、Antuit所定の書面によりAntuitに申込むものとします。

(1) 本サービス利用申込内容の変更

(2) 監視対象機器の変更

(3) 監視対象機器のネットワーク変更

2 前項の申込みを承諾した場合、Antuitは利用者に対しその旨を通知します。

3 第1項の申込みがあった場合、技術的に困難であるなどAntuitの業務遂行上支障があるときは、Antuitは申込みを承諾しないことがあります。この場合は利用者に対しその旨を通知します。

4 利用者によるサービス内容変更は、Antuitが変更を承諾し変更後のサービスが利用開始となった日より適用します。

5 第1項第1号、第2号、第3号の場合、別途見積の上、変更手数料がかかる場合があります。

第9条（利用者の地位の承継）

利用者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより利用者の地位の承継があった場合には、利用者はその旨をただちにAntuitに書面で通知するものとし、Antuitはその通知受領後1ヶ月以内に当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。Antuitが解除しなかった場合、承継した法人は本規約に基づくすべての個別契約（以下「利用契約」という）の一切の債務を承継するものとします。

第10条（権利の譲渡等の制限）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利等、利用契約上の権利の一部または全部をAntuitの承認なく、第三者に譲渡、貸与、質入等の行為をすることができません。

第11条（契約の解除）

1 両当事者は、相手方当事者が次に挙げる事由の一に該当するときは、相手方に対する何らの催告を要することなく利用契約の全部または一部を即時解除することができるものとします。

(1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき

(2) 民事再生手続き、会社更生手続きの開始、もしくは破産を申し立てられまたは申し立てたとき

(3) 営業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、もしくはその決議をしたとき、または資本の減少、営業の廃止もしくは変更または合併によらない解散の決議をしたとき

(4) 第19条（サービスの停止）第1項に基づき、Antuitが本サービスの提供を停止した場合であって、停止の日から5日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(5) 第 19 条（サービスの停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(6) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

2 本サービスに係る利用契約が何らかの理由により終了した場合には、当然に本サービスの契約は終了するものとします。

第 12 条（契約終了時の措置）

本サービス終了時に本サービス提供のため Antuit より利用者に対し貸し出した機器等がある場合は、利用者は速やかに Antuit より貸し出された機器等を Antuit へ返却するものとします。

第 3 章 利用者の義務

第 13 条（利用者の協力義務）

本サービス提供に必要な範囲で、Antuit は利用者に対し、利用契約に関するネットワーク・機器・情報・資料その他の情報提供、および設備等への立入等の協力を求めることができるものとします。

第 14 条（利用責任者）

本サービスの連絡は原則として電子メールまたは電話により行われるものとし、利用者は Antuit 所定の方法に従い連絡先を登録するものとします。

第 15 条（提供機器等）

1 利用者は、本サービスの提供に関し、Antuit が利用者提供する機器またはソフトウェア等（以下「機器等」という）について、以下の条件を守るものとします。

- (1) 利用者は、機器等について、第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 機器等を Antuit の承諾なしに停止、移動、取り外し、削除、変更、分解または損壊をしないこと
- (3) 機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反して機器等を亡失または毀損した場合は、Antuit または Antuit が指定する会社が機器等を復活または修理するものとし、その費用は利用者が負担するものとします。

第 16 条（ID、パスワード等）

1 利用者は、本サービス利用のため Antuit より ID、パスワード等を付与する場合、付与された ID、パスワード等について善良なる管理者としての注意義務を負うものとし、利用者以外の者に使用させること、譲渡、貸与、または担保に供する等の行為をさせてはならないものとします。第三者による不正使用等により利用者へ損害が生じて、Antuit は一切の責任を負わないものとします。

2 前項に定める ID、パスワード等の管理不十分、使用上の過誤、およびその他の理由により、Antuit および第三者に与えた損害の責任は利用者が負うものとし、Antuit は一切の責任を負わないものとします。

3 第 1 項に定める ID、パスワード等を忘れた場合もしくは盗用された場合は速やかに Antuit に連絡するものとします。その場合において、Antuit から指示がある場合は、その指示に従うものとします。

4 本サービスの利用に関連して、利用者が他の利用者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または利用者が他の利用者もしくは第三者と紛争を生じた場合、利用者は自己の費用と責任で解決するものとし、Antuit に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第 4 章 提供中止および提供停止

第 17 条（非常事態時の利用の制限）

Antuit は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置をとることがあります。

第 18 条（サービスの中止）

1 Antuit は、次の場合には本サービスを中止する場合があります。

- (1) Antuit の設備の保守上または工事等やむをえない場合
- (2) Antuit の設備の障害等やむをえない場合
- (3) 第 17 条（非常事態時の利用の制限）に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 Antuit が本サービスを中止するときは、利用者に対しその旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより利用者へ損害が発生した場合 Antuit は一切の責任を負いません。

第 19 条（サービスの停止）

利用者が次の各号のいずれかに該当すると Antuit が判断した場合、Antuit は、本サービス全部または一部の利用を停止できるものとします。これにより利用者へ損害が発生した場合、Antuit は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第 3 章（利用者の義務）に定める利用者の義務に違反したとき
- (3) Antuit に損害を与えたとき
- (4) 本サービスの運営を妨害または Antuit の名誉もしくは信用を著しく毀損したとき
- (5) その他、利用者として不適当と判断するとき

第 5 章 料金等

第 20 条（料金等）

本サービスの料金等は、個別契約に定めるものとします。利用者は、料金等を Antuit 指定銀行口座宛振込により支払うものとします。振込手数料は利用者の負担とします。

第 21 条（料金等の支払い義務）

1 利用者は、前条（料金等）の料金を支払う義務を負います。

2 第 19 条（サービスの停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 利用者の申請を Antuit が承諾し、利用規約に定める範囲外の作業を行った場合、利用者は Antuit 所定の追加料金を別途支払うものとします。

第 22 条（延滞利息金）

利用者が、料金その他の債務 について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該利用者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息金として Antuit が指定する期日までに、Antuit が指定する方法で支払うものとし、ます。

第 23 条（消費税等）

利用者が Antuit に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は Antuit に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとし、ます。

第 6 章 ソフトウェアの取り扱い

第 24 条（著作権等）

1 利用契約に基づき利用者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」という）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを Antuit または Antuit にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 利用者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

3 第三者のソフトウェア等については当該第三者と利用者との間で契約が成立するものとし、第三者に関する条件は当該契約に定めるところに従うものとし、ます。

第 25 条（データ等の滅失）

提供されるソフトウェア等により利用者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する利用者の直接あるいは間接の損害について、Antuit に故意または重大な過失がある場合を除き、Antuit はいかなる責任も負わないものとし、ます。

第 26 条（ソフトウェア等の削除）

1 利用者の責に帰すべき事由により利用契約を解除した場合、Antuit は利用者に事前に通知することなく、監視対象物件等からソフトウェア等を削除できるものとし、ます。

2 第 18 条（サービスの中止）または第 19 条（サービスの停止）により、本サービスの提供を中止または停止する場合、Antuit は監視対象物件等からソフトウェア等を削除することができるものとし、利用者に対し遅滞なくその旨を通知します。又、これによる利用者の直接あるいは間接の損害について、Antuit はいかなる責任も負わないものとし、ます。

第 27 条（解約時のソフトウェア等）

利用者は前条による場合のほか、何らかの理由により契約が終了した場合には監視対象物件等から、ソフトウェア等を速やかに削除し、Antuit の確認を受けるものとし、ます。又、これによる利用者の直接あるいは間接の損害について、Antuit はいかなる責任も負わないものとし、ます。

第 7 章 損害賠償

第 28 条（責任の制限）

1 Antuit は本サービスを提供すべき場合において、Antuit に帰すべき理由により、利用者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスが利用できないことを Antuit が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、利用者からの請求により、対象となる個別契約に定める本サービスの月額料金を上限として、利用不能の日数に相当する利用料を日割により計算して当該金額を約定損害賠償金として利用者に支払うものとし、ます。ただし、利用者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、利用者はその権利を失うものとし、ます。

2 事由の如何を問わず利用契約および本サービスに関連して Antuit が負う損害賠償責任は、総額において、その直接の原因となった個別契約に関して Antuit が利用者から直近 3 ヶ月間に受領した対価を限度とし、ます。

第 29 条（免責）

Antuit は本サービスの利用に起因する利用者あるいは第三者の損害について、第 28 条（責任の制限）で規定する責任以外には一切の法的責任を負わないものとし、ます。

第 8 章 雑則

第 30 条（守秘義務）

利用者および Antuit は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、ます。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとし、ます。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 自ら独自に開発した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合
- (7) 利用者に対し本契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合

第 31 条（利用者情報保護）

Antuit は、利用契約または本サービスに関連し、知り得た利用者の技術上・営業上またはその他の業務上の情報に関しては、個人情報保護法その他法令に基づき、利用、保管、管理するものとし、ます。

第 32 条（残存条項）

第 30 条（守秘義務）については、本契約終了の後も効力を有するものとし、ます。

第 33 条 (第三者への委託)

利用者は、Antuit が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を Antuit の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

第 34 条 (管轄裁判所)

利用契約または本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条 (準拠法)

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

(以下余白)